

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金)午後2時00分から午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館4階 第3会議室

3. 出席委員(13名)

1番 安田宗義(副会長)	2番 吉川作衛
3番 石井三智子	4番 蘆村雅光(副会長)
5番 森田尚子	6番 森川千鶴子
7番 福田茂(副会長)	8番 岡本和久
9番 中川眞一	10番 上田逸朗(会長)
11番 坂口洋	12番 竹瀬久晴
13番 堀田雅三	

4. 欠席委員 1名 14番 福田照美

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	(4) 蘆村雅光 (5) 森田尚子
第2	第1号議案	農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
第3	第2号議案	農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件
第4	第3号議案	農地法第4条農地転用許可申請に関する件
第5	第4号議案	農地法第5条農地転用許可申請に関する件
第6	第5号議案	農地地目変換承認申請に関する件
第7	第6号議案	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について
第8	報告 1	農地法第4条農地転用届出に関する件
第9	報告 2	農地法第5条農地転用届出に関する件
第10	報告 3	農地法第18条第6項の通知に関する件
	その他	

7. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>総会を開催させていただく前に、今月も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い時間短縮した形で進めさせていただき、農業委員14名全員ご出席とさせていただいておりましたが、14番 福田 照美 委員が欠席のため、農業委員13名で開催させていただきます。</p> <p>それではただ今より、令和4年12月の総会を開催いたします。はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>【挨拶】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>委員の皆様方には、お忙しいところ ご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和4年12月の総会を開会いたします。</p> <p>なお、事務局から説明がありましたように、14番 福田 照美委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名については、4番 蘆村 雅光委員、並びに5番 森田 尚子 委員 を指名いたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>12月総会の議案の案件については、現地調査及び小委員会の審査を実施いたしました。今月も時間短縮での開催であるため、総会の議案書を郵送させていただいております。案件内容を事前にご確認いただいていると思いますので質問、ご意見等あればいただき、採決に入らせていただきます。議案に入る前に先にご報告させていただきます。</p> <p>議事日程第2 第1号議案の 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件の6番と、議事日程第6 第5号議案の 農地地目変換承認申請に関する件の2番は、関連している案件でございます。</p> <p>議事日程第5 第4号議案の農地法第5条農地転用許可申請に関する件の1番につきましては、審査の内容を改めて説明させていただきます。</p> <p>それでは議長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>それでは、日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>1 番から 9 番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>—意見なし—</p> <p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第 1 号議案 1 番から 9 番の 農地法第 3 条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第 1 号議案の 1 番から 9 番は許可と決定いたしました。</p> <p>—意見なし—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第 2 号議案 1 番及び 2 番の 農地法第 3 条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第 2 号議案の 1 番及び 2 番は 許可と決定いたしました。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第 4 第 3 号議案 農地法第 4 条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>1 番は、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>—意見なし—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第 3 号議案 1 番の 農地法第 4 条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>－全員挙手－</p>
議 長（上田会長）	<p>全員であります。 よって、第3号議案の1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>
議 長（上田会長）	<p>日程第5 第4号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。 この案件につきましては小委員会にかかっていますが、総会での審議が必要と考えます。 では、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>【事務局より説明】</p>
議 長（上田会長）	<p>事務局からの説明がありましたように、事業者は近隣の農地所有者への説明が不十分ということを農業委員会は判断します。が、農業委員会で案件をとどめておくことができないため、奈良県に送り判断をゆだねたいと思います。皆さんどうでしょうか。</p>
	<p>【特に意見なし】</p>
議 長（上田会長）	<p>第4号議案 1番の 農地法第5条農地転用許可申請に関する件についての案件は、奈良県に送ることをご承認ください。</p>
議 長（上田会長）	<p>日程第6 第5号議案 農地地目変換承認申請に関する件を議題といたします。 1番は、小委員会にかかっております。 2番及び3番は、小委員会にかかっておりませんが、2番においては、地区担当推進委員の井上 委員より、3番は、地区担当推進委員でありました竹瀬 委員より、適当である旨のご報告をいただいております。 案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p>
	<p>－意見なし－</p>
議 長（上田会長）	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。 第5号議案 1番から3番の 農地地目変換承認申請に関する件に</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ついて、承認に賛成の方は挙手願います。</p> <p>－全員挙手－</p> <p>全員であります。</p> <p>よって、第5号議案の1番から3番は 承認 致す事にします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第7 第6号議案 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、事務局より説明させていただきます。</p> <p>農地パトロールを8月中旬から9月中旬にかけて実施し、山林や原野化したところを非農地と判断した上で、11月10日付にて所有者に山林・原野化した農地を農地基本台帳から除外することについての案内を送りました。</p> <p>案内の中で、農地として残すなど意見等があれば、11月30日までに事務局へ連絡していただくようにしました。その結果をまとめ、非農地へ手続きを進めていく農地については、お手元の資料の令和4年度 非農地判断対象のリストになります。その中に所有者不明の筆が3筆ございます。</p> <p>また、農地として維持していくなど連絡を受け、非農地判断の対象から外した非農地判断対象外のリストも一緒に添付させていただいております。</p> <p>推進委員さんにつきましては、郵送させていただいております。郵送させていただいた委員さんからは、特に質問・ご意見等はございませんでした。</p> <p>総会においてもご意見等がなければ、非農地判断対象の農地を非農地と判断させていただき、リストを法務局等に送り手続きを進めていきたいと思っております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>事務局から説明がございましたが、案件内容に質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、第6号議案 農地法第2条第1項の農</p>

<p>議 長（上田会長）</p> <p>議 長（上田会長）</p> <p>議 長（上田会長）</p>	<p>地に該当しない旨の判断について、承認に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p> <p>全員であります。 よって、第6号議案 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断については、承認致す事にします。</p> <p>日程第8 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件、 日程第9 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件、 日程第10 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件、 については報告でございます。 各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>その他の案件の 農地貸借に係る解約通知に関する件につきましては、報告でございます。 各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。 委員各位には、慎重審議ありがとうございました。 これをもって 12月の農業委員会 総会を閉会いたします。</p> <p>閉 会 午後2時30分</p>
--	--

農業委員会等に関する法律第27条及び檀原市農業委員会
総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名す
る。

檀原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 蘆 村 雅 光

委 員 森 田 尚 子